

|                |    |    |    |
|----------------|----|----|----|
| 交              | 00 | 01 | 5年 |
| (令和12年3月末まで保存) |    |    |    |

運 免 第 1 0 2 8 号

令 和 7 年 3 月 1 7 日

交 通 部 内 所 属 長  
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

特定失効者に係る運転免許試験の一部を免除する制度の運用について

特定失効者に係る運転免許試験の一部免除については、「特定失効者に係る運転免許試験の一部を免除する制度の運用について」（令和3年2月8日付け運免第1020号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行等に伴う所要の改正を行い、令和7年3月24日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、同日をもって旧通達は廃止する。

#### 記

### 1 特定失効者に係る免許試験の一部を免除する制度の内容

免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許の効力が失われた日から起算して6月（海外旅行、災害、病気等のやむを得ない理由のため、その期間内に免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）が、それぞれの免許申請時の年齢に応じて、法第97条の2第1項第3号イ、ロ、ハ、ニ、ホに掲げる講習（以下「特定失効者講習」という。）のいずれかを受講した後に免許申請を行った場合は、免許試験の一部を免除する制度である。

### 2 特定失効者講習の区分

#### (1) 免許申請時の年齢が75歳以上の者

ア 普通自動車対応免許を有し一定の違反歴がある者（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イ）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第26条の5に規定する運転技能検査、府令第26条の3に規定する認知機能検査及

び法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

イ 普通自動車対応免許を有しない者（法第97条の2第1項第3号ロ）

府令第26条の3に規定する認知機能検査及び法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

ウ 普通自動車対応免許を有し一定の違反歴のない者（法第97条の2第1項第3号ハ）

府令第26条の3に規定する認知機能検査及び法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

(2) 免許申請時の年齢が70歳以上75歳未満の者（法第97条の2第1項第3号ニ）

法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

(3) 免許申請時の年齢が70歳未満の者（法第97条の2第1項第3号ホ）

法第108条の2第1項第11号に規定する、法第92条の2第1項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

### 3 上記2(3)の者に係る特定失効者講習受講申請時の留意事項

本県では、上記2(3)の講習内容が更新時講習と同様であることに鑑み、県民の利便性を向上させる観点から、青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）第2条第5項第3号において、免許証の更新事務を行っている警察署（以下「警察署」という。）においても、この講習を受講することができる旨を規定しているが、警察署に受講申請があったときは、次の事項に留意されたい。

#### (1) 運転者区分の確認

特定失効者講習は、免許申請する前に受講することが原則であり、特定失効者講習に係る運転者区分は、実施している更新時講習の運転者区分と同様であることに留意し、警察署で受講する場合は、運転免許課試験担当係に照会の上、申請者の運転者区分を確実に確認し、申請先警察署における特定失効者講習の受講可否を確認すること。

すでに免許証を返納済のため、失効した運転免許証等を所持していない者については、個人番号カード、パスポート等により本人確認を行ったうえで、運転者区分を確認すること。

#### (2) 講習受講日の慎重な指定

特定失効者というためには、免許の効力が失われた日から起算して6月を経過しないものでなければならないなどの厳格な期間要件が定められている。

このため、後日の講習日を指定することによって、期間要件を欠くこととなるおそれがあることや、早急に自動車等の運転を再開するためには、青森県運転免許センター、弘前自動車運転免許試験場又は八戸自動車運転免許試験場（以下「申請日受講可能施設」という。）において免許申請を行うことが、本人にとっても

有益と考えられることを説明し、申請日受講可能施設での免許申請を勧められたい。ただし、所要の説明を行ったにもかかわらず、なおも警察署での受講を希望し、かつ、期間要件を欠くおそれが認められない場合に限り、受講させるものとする。

(3) むつ自動車運転免許試験場における留意事項

むつ自動車運転免許試験場は、免許申請の受付日は特定失効者講習を実施していないことに留意されたい。

よって、むつ自動車運転免許試験場においては、免許申請する日前に当該講習を受講することが原則であり、上記(2)と同様の対応をすること。

(4) 受講申請及び受講事実の証明等

ア 受講申請

受講申請は、「特定失効者講習受講申請書」（県規則別記様式第34号）を提出させて行わせること。

イ 受講事実の証明

別記様式「特定失効者講習受講確認書」の受講確認印欄に「更新時講習受講済み」のゴム印を押印し、当該確認書を交付するものとするが、当該「確認書」は、免許申請時に提出するものであることを確実に教示すること。

ウ 「特定失効者講習受講申請書」の速やかな送付

受理した「特定失効者講習受講申請書」は、上記イの「特定失効者講習受講確認書」の写しとともに、速やかに運転免許課長あてに送付すること。

(5) 失効した免許証の返納等

免許窓口で免許証が失効していることを確認したときは、免許証の所持者に対して当該失効した免許証を返納等させることが必要となる。

4 その他

(1) 申請日受講可能施設での申請

特定失効者講習未受講の者が、申請日受講可能施設で免許申請を行う場合は、申請日に特定失効者講習を受講することを前提として当該特定失効者の免許申請を受理することとしているので、誤りのないようにすること。

(2) 特定失効者としての期間要件の満了日が切迫した者への教示事項

特定失効者としての期間要件の満了日が直前の者であっても、特定失効者講習の受講が要件であることに変わりはないことから、このような者からの問い合わせに対しては、「期間要件の満了日前に申請日受講可能施設で免許申請を行う必要があること」を確実に教示すること。

なお、70歳以上の特定失効者については、指定講習機関が行う高齢者講習等の受講が義務付けられており、当該講習を直ちに受講するのは困難な状況にあることから、運転免許課試験担当係に直接連絡するよう教示願いたい。

(3) 参考資料

参考資料 1 「特定失効者の講習受講から運転免許試験の一部免除までの流れ」  
及び参考資料 2 「特定失効者に対する運転免許試験の一部免除等事務処理の流れ」  
を末尾に添付するので、執務の参考とされたい。

担当 運転免許課 試験・教習所係

## 特定失効者講習受講確認書

年 月 日

青森県警察本部

交通部運転免許課長 殿

取扱警察署

警察署

道路交通法第108条の2第1項第11号の規定による特定失効者講習を下記のとおり受講した。

受講年月日

年 月 日

受講者

住所

氏名

生年月日

受講種別

☐ 優良☐ 一般☐ 違反☐ 初回

受講確認印

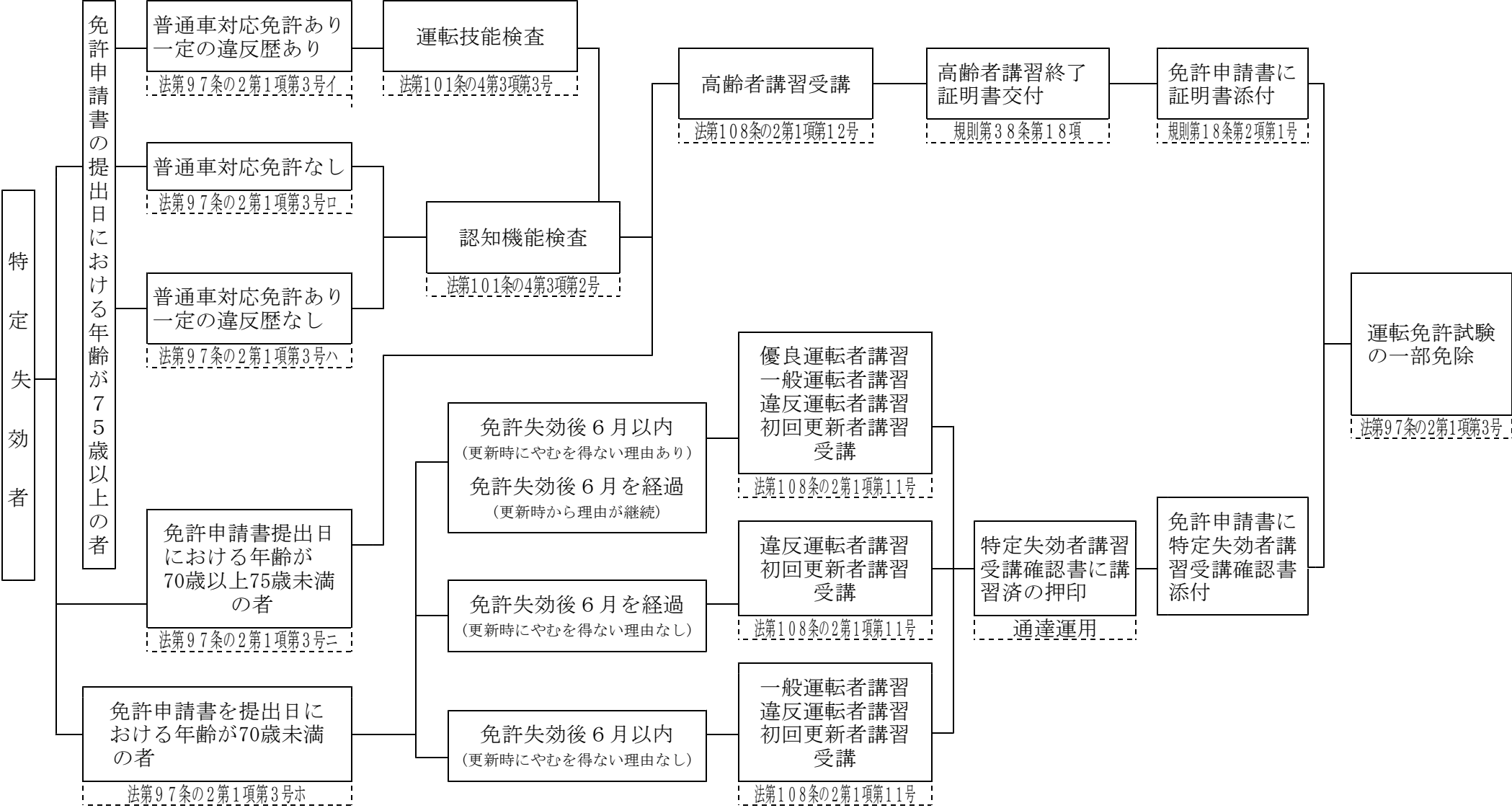
作成者

警察署

階級

氏名

特定失効者の講習受講から運転免許試験の一部免除までの流れ



## 特定失効者に対する運転免許試験の一部免除等事務処理の流れ

